

第33号 平成30年7月17日 (発行元)

国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所 石巻国道維持出張所 TEL: 0225-95-5237

出張所管内(国道45号東松島市~登米市津山町・国道108号石巻市)の国道に関する話題をお伝えします。

特殊車両の通行状況確認を実施

石巻国道維持出張所は、6月29日(水)石巻市内の国道45号沿いにおいて、河北警察署など関係機関と合同で特殊車両の通行状況確認を行いました。確認の結果、中には積載量をオーバーしている車両もあり、適正に積載するよう指導しました。

道路を通行できる車両の寸法・重量は『車両制限令』で決められており、この制限を越えた車両が通行する場合は、『特殊車両通行許可』が必要になります。制限を越えた車両が通行すると、道路や橋梁などの構造物に大きなダメージを与えたり、重大な事故を引き起こす原因になります。道路を利用される方々は、定められたルールを守りましょう。

みんなの大切な財産である道路の保全と交通事故防止のため、今後も関係機関と連携 しながら、定期的に特殊車両の通行状況確認を行っていきます。

車両ごとそのまま重量測定機械の上へ



ご協力あいがとうございました。

